**◎教育給付金給付額確認フローチャート◎**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※７月１日時点で認定を行う場合

令和５年７月１日時点の世帯構成員の状況によって給付額が異なります。以下のフローチャートに沿ってご確認ください。

該当しません。

いいえ

お子様は平成２６年度以降に高等学校等に入学しましたか？

はい

いいえ

該当しません。

お子様は７月１日時点、高等学校等に在籍していますか？

はい

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお尋ねください。

保護者等の居住地は岡山県ですか？

はい

７月１日時点で生活保護のうち「生業扶助」を受給していますか？

いいえ（生活保護「生業扶助」を受給していません。）

保護者等全員の「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税ですか？

いいえ

該当しません。

お子様に「（注１）１５歳以上（中学生を除く。）２３歳未満」で保護者等に扶養されている兄弟姉妹はいますか？

お子様が在学しているのは**全日制または定時制**の学校ですか？**通信制また専攻科**ですか？

お子様は、その兄弟姉妹の中で最年長の高校生ですか？

はい

全日制または定時制

は

い

通信制

・専攻科

はい

その兄弟姉妹の中に、通信制の高校生等の方はいますか？

いいえ

いいえ

その兄弟姉妹の中に、（注２）高校生以外の方はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

「教育給付金」を受給することができます。

（非課税：通信制・専攻科世帯）

給付額（年額）

５０，５００円

「教育給付金」を受給することができます。

（非課税世帯）

→対象世帯区分③へ

給付額（年額）

１４３，７００円

「教育給付金」を受給することができます。

（非課税世帯）

→対象世帯区分②へ

給付額（年額）

１１７，１００円

「教育給付金」を受給することができます。

（生活保護受給世帯）

→対象世帯区分①へ

給付額（年額）

３２，３００円



（注１）令和５年７月１日時点の年齢です。平成１２年７月３日から平成２０年７月２日までの間に生まれた方（中学生を除く。）が該当します。

（注２）高校生には、平成２６年３月３１日以前に高等学校等に入学した子は含みません。

©岡山県「ももっち」